

平成31・32年度佐野市入札参加資格申請における変更点について

・平成31・32年度佐野市入札参加資格申請における変更点は次のとおりです。なお、詳細は佐野市ホームページ掲載の資料にてご確認ください。

1 申請書の提出方法が郵送のみとなります。

・平成29・30年度での申請受付は、市役所1階に書類を持参いただき、対面での書類確認を行っていましたが、来場者が集中する時間帯では受付会場が大変混雑し、長時間お待ちいただく必要があったことなどから、今回より**受付方法を郵送のみ**とさせていただきます。

・申請の**書類につきましては後日審査を行い、受付票を郵送する方式**とし、原則として窓口での受付及び書類作成等を行いませんのでご注意ください。

2 業者説明会を開催しないこととします。

・皆様のご協力により提出書類の不備や不足が減少してきたため、本年度より、市内業者向けに佐野市文化会館で行っていた**「建設工事・コンサル及び物品役務業者説明会」は開催いたしません**。佐野市ホームページに申請書記載方法を掲載いたしますので、確認の上、作成をお願いいたします。

なお、記入方法等に不明な点がある場合には契約検査課までお問い合わせください。
※申請書類に不備や不足があった場合は契約検査課よりご連絡させていただきます。

3 提出書類の追加いたします(その1) 資本関係又は人的関係がある者に関する調書 ※建設工事のみ

・平成30年5月1日より一定の資本関係又は人的関係がある複数の者(以下「同族企業」という)が同一の一般競争入札へ参加することは公平性が阻害される恐れがあるため、同族企業同士の同一入札への参加を制限していることから、「資本関係又は人的関係に関する調書」を提出書類といたします。

なお、平成30年度においては入札案件ごとに提出を求めておりましたが、平成31年度からは案件ごとの提出は不要となります。

○追加となる書類

・資本関係又は人的関係がある者に関する調書

4 提出書類の追加・削除をいたします(その2) 建設工事入札参加資格者格付に関する書類 ※建設工事のみ

・平成31・32年度佐野市建設工事入札参加資格の格付けにおいて、**主観的点数の採用基準の変更を予定**していることから、該当がある場合には関係書類の提出をお願いいたします。

○追加となる書類

- ・建設業労働災害防止協会への加入証明書
- ・消防団員雇用状況報告書
- ・障害者雇用促進法に規定する雇用状況報告書又は障害者手帳の写し及び雇用が証明できる書類(健康保険証写し等)

○不要となる書類

- ・特別徴収実施確認依頼書兼開始誓約書

	項目	現行 (H29・30入札参加資格)	改正後 (H31・32入札参加資格)	備考・提出書類等
1	市発注工事の成績	過去2年間の工事実績	同左	添付書類不要
2	【廃止】 個人住民税の特別徴収の実施状況	特別徴収の実施者に加点	廃止	個人住民税の特別徴収義務者への指定を県内一斉で実施したことにより廃止
3	【追加】 建設業労働災害防止協会への加入の状況	—	建設業労働災害防止協会加入者へ加点	※1 加入証明書(写し可)を提出
4	【追加】 消防団員の雇用に関する状況	—	佐野市消防団員を常時雇用している者に加点	※2 佐野市消防団員雇用状況報告書を提出 従業員だけでなく役員も対象
5	【追加】 障がい者の雇用に関する状況	—	障害者雇用促進法に規定する事業主の場合は、法定雇用労働者数以上を雇用しているとき、同法に規定する事業主以外は1人以上雇用しているときに加点	※2 障害者雇用促進法に規定する事業主は雇用状況報告書(H30.6.1現在報告分)の写し、同法に規定する事業主以外は、障害者手帳の写し及び雇用の証明できる書類

5 解体工事における入札参加資格申請の取り扱いが変わります。 ※建設工事のみ

・平成31・32年度の**解体工事の入札参加資格を申請するためには、「解体工事業」の許可を受け、「解体」について経営事項審査を受審し、総合評価点(P点)の通知を受けていることを必須**とします。

(法改正に伴う解体工事業の経過措置が平成31年5月31日で終了となることから、「とび・土工工事業」の許可や、「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の総合評定値(P点)では申請できなくなります。)

お手数をおかけいたしますがご協力よろしくをお願いいたします。